

# 2021年電気通信インフラ（貸借資産）法 —イギリスのギガビット級ブロードバンド推進に向けた課題と取組—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

## 目 次

はじめに

### I 政府の目標と目標達成のための取組

- 1 政府の目標
- 2 目標達成のための取組
- 3 2022年2月時点の進捗状況

### II 2021年電気通信インフラ（貸借資産）法の概要

- 1 背景、構成等
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：2021年電気通信インフラ（貸借資産）法

キーワード：フルファイバー、FTTP、プロジェクトギガビット

## 要 旨

2020年11月、ジョンソン政権は、2025年までに国内の85%以上の施設でギガビット級ブロードバンドへのアクセスを可能にするという目標を発表した。政府は、インフラの大部分は民間投資による構築を想定し、民間投資が行き届かない地域等に公的資金を投入することを約束している。目標達成に向け、プロジェクト体制の構築、民間業者による普及促進のための規制の導入や調達等が進められており、2022年2月の報告書によれば、ギガビット級ブロードバンドの普及率は、65%に達したとされる。

本稿では、英国におけるギガビット級ブロードバンド化に関する政府の目標、目標達成に向けた課題と取組、進捗状況について解説し、電気通信事業者から対応が急務とされた課題の一つを解決するために制定された2021年電気通信インフラ（貸借資産）法について概説し、同法を訳出する。

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防止するため、ロックダウン（都市封鎖）等が実施されたことにより、世界中で、動画配信サービス、オンライン会議、オンライン教育等を利用する機会が増加し、オンラインサービスの需要が急速に高まっている。2020年9月時点の英国のギガビット級ブロードバンド普及率は27%であり、パンデミック期間中にオンラインサービスの利用が増加したことにより、ビデオ通話で適切な接続が確保できないなどの問題が発生した<sup>(1)</sup>。そのような中、英国政府（以下「政府」）は、2025年までに国内の85%以上の施設（家屋、企業のビル等の民間施設を含む。）においてギガビット級ブロードバンドへのアクセスを可能とし、できる限り100%に近づけるよう、取組を加速させるという目標を発表した。しかし、賃貸集合住宅等に機器を設置するための電気通信事業者からの立入要請に家主（不動産貸主）の約40%から応答がなく、対応が急務であるとの指摘が同事業者からあるなど、目標達成に向けた課題もあった。

本稿では、政府関係機関が発表した主要な報告書等を基に、第I章で政府の目標と目標達成のための取組について解説し、第II章で電気通信事業者から目標達成のために対応が急務であると指摘があった課題の一つを解決するために制定された2021年電気通信インフラ（貸借資産）法<sup>(2)</sup>について概説し、併せて同法を訳出する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月28日である。

(1) Department for Digital, Culture, Media & Sport, “Regulations to implement the Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act: Consultation,” 2021.6.9, p.3 <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/992106/TI\\_LP\\_Act\\_-\\_Part\\_4A\\_Accompanying\\_Regulations\\_Consultation\\_Accessible\\_.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/992106/TI_LP_Act_-_Part_4A_Accompanying_Regulations_Consultation_Accessible_.pdf)>  
例えば、子供のオンライン授業に日中の通信帯域幅を占有され、夜遅く仕事をしている親の中に、ビデオ通話の映像が乱れた人がいた。

(2) Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021 c.7. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/7/contents>>

## I 政府の目標と目標達成のための取組

### 1 政府の目標

#### (1) 目標設定

2020年11月、ボリス・ジョンソン（Boris Johnson）政権は、電気通信事業者（以下「事業者」）との協力により、2025年までに国内の85%以上の施設でギガビット級ブロードバンドにアクセスできるようにし、可能な限り100%に近づけるよう、展開を加速させるという目標を発表した<sup>(3)</sup>。これは、2018年にテリーザ・メイ（Theresa May）政権が発表した、2025年までに国内の1500万施設をフルファイバー（後述）で接続し、2033年までに全国をカバーするという目標<sup>(4)</sup>を変更したものである。

#### (2) ギガビット級ブロードバンドとは

ギガビット級ブロードバンドは、毎秒1ギガビット（1Gbps、1,000メガビット）の通信速度を実現できる技術で、光ファイバーを各施設につなぐフルファイバーのほか、高速ケーブルブロードバンド（ケーブルテレビ回線を用いて高速データ通信を行うDOCSIS 3.1規格による。）や、将来的には無線の5Gネットワークも含まれる。2021年9月時点で、英国の95%の施設で毎秒30メガビットの通信速度を実現できる超高速ブロードバンド<sup>(5)</sup>が利用可能となっており、そのほとんどは、ネットワーク機器が収容された街頭のキャビネットまで光ファイバーを敷設し、そのキャビネットと各施設を既存の銅線の電話線を用いて接続するFTTC（Fiber To the Curb/Cabinet）によるものである<sup>(6)</sup>。FTTCは、キャビネットから離れば離れるほど接続速度が低下するのに対し、フルファイバーは、FTTP（Fiber To The Premises）<sup>(7)</sup>とも呼ばれ、光ファイバーを施設まで直接引き込むことで、距離に関係なく一定の通信品質を得ることができる。

#### (3) ギガビット級ブロードバンドの普及率とデータ需要

通信庁（Office of Communications: Ofcom）<sup>(8)</sup>は、2020年の年次報告書において、2020年の英国全土のギガビット級ブロードバンドの普及率（後述するフルファイバーの普及率を含む。）は27%で、フルファイバーの普及率は18%としている<sup>(9)</sup>。ギガビット級ブロードバンドの普

(3) *Queen's Speech 2021*, 2021.5.11, p.32. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/986770/Queen\\_s\\_Speech\\_2021\\_-\\_Background\\_Briefing\\_Notes..pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/986770/Queen_s_Speech_2021_-_Background_Briefing_Notes..pdf)>; Georgina Hutton, "Gigabit-broadband in the UK: Government targets and policy," *Research Briefing*, No.8392, 2022.2.25, pp.5-16. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8392/CBP-8392.pdf>>

(4) Department for Digital, Culture, Media & Sport, "Future Telecoms Infrastructure Review," [2018.7.23], p.1. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/732496/Future\\_Telecoms\\_Infrastructure\\_Review.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/732496/Future_Telecoms_Infrastructure_Review.pdf)>; Hutton, *ibid.*, p.15

(5) Superfast broadband. 単一の定義はなく、毎秒30メガビットのダウンロード速度という定義は通信庁（後掲注(8)）によるものである。Hutton, *ibid.*, pp.7, 41.

(6) *ibid.*, p.7.

(7) 類似する概念を表す用語として、家庭までを表すFTTH（Fiber To The Home）や、企業や集合住宅のビルまでを表すFTTB（Fiber To The Building）などもある。

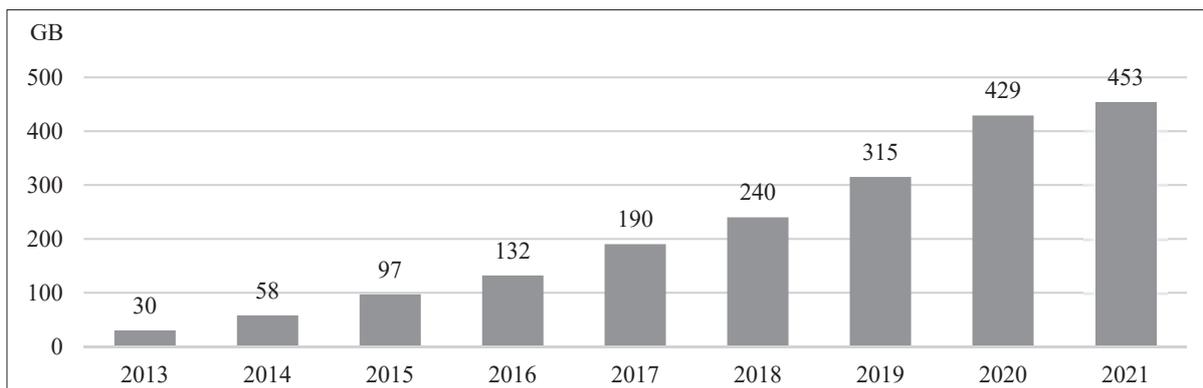
(8) 2003年通信法（後掲注(41)）に基づき設置された電気通信及び放送分野の独立規制機関。山口広文「英国における情報通信政策の最近の動向—「デジタル・ブリテン」報告書と「2010年デジタル経済法」を中心に—」『レファレンス』715号, 2010.8, p.1. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050283\\_po\\_071501.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050283_po_071501.pdf?contentNo=1)>

(9) Ofcom, "Connected Nations 2020: UK Report," 2020.12.17, p.2 <[https://www.ofcom.org.uk/\\_data/assets/pdf\\_file/0024/209373/connected-nations-2020.pdf](https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0024/209373/connected-nations-2020.pdf)> なお、2018年時点のフルファイバーの普及率は、英国が4%、韓国が

及は、都市部より農村部が低い（それぞれ、29%と17%）、フルファイバーの普及は都市部と農村部で余り差はない（それぞれ、18%と17%）（表を参照）。

超高速ブロードバンドの普及率95%（前述）に対し、ギガビット級ブロードバンドの普及率27%は、低い水準に留まっている。超高速ブロードバンドは、現在の個人や家庭のニーズを満たすには十分な速度であるが、固定ブロードバンド<sup>(10)</sup>回線で用いられる1か月あたりの平均データ量は2013年以降着実に増加している（図）。

図 1 か月あたりの平均固定ブロードバンドデータ使用量



（出典） Georgina Hutton, “Gigabit-broadband in the UK: Government targets and policy,” *Research Briefing*, No.8392, 2022.2.25, p.8. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8392/CBP-8392.pdf>> を基に筆者作成。

2020年には、平均データ使用量は、前年比36%増となった。これは、大きなデータ量を必要とするオンライン動画ストリーミングやビデオ通話の可用性と需要が大きく影響していると考えられている<sup>(11)</sup>。2020年は、英国がCOVID-19の感染拡大を防止するため、全国的なロックダウンを行った年である<sup>(12)</sup>。Ofcomの2020年の報告によると、ロックダウン中の2020年4月には、英国内のテレビやオンライン動画などのメディア視聴時間は、1人当たり1日平均6時間25分であり、2019年の平均値より1時間半増加した<sup>(13)</sup>。

99%、日本が97%であったとされる。Department for Digital, Culture, Media & Sport, *op.cit.*(4), pp.3, 15.

(10) 携帯電話、スマートフォン、モバイルPC等の移動体通信機器を用いて接続するモバイルブロードバンドではなく、FTTCやFTTP等により施設から接続するブロードバンド通信を指す。

(11) Hutton, *op.cit.*(3), p.8; Ofcom, “Communications Market Report 2021,” 2021.7.22, p.2. <[https://www.ofcom.org.uk/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/222401/communications-market-report-2021.pdf](https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0011/222401/communications-market-report-2021.pdf)>

(12) 英国全土のロックダウンは、2020年3月23日に発表され、その根拠となる規則が、イングランド、スコットランド及びウェールズは同月26日に、北アイルランドは同月28日に施行された。芦田淳【「イギリス」コロナウイルス関連規則の制定—活動制限（ロックダウン）の概要—】『外国の立法』No.284-2, 2020.8, p.4. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11520844\\_po\\_02840202.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520844_po_02840202.pdf?contentNo=1)>

(13) Ofcom, “Media Nations 2020: UK report,” 2020.8.5, p.4. <[https://www.ofcom.org.uk/\\_data/assets/pdf\\_file/0010/200503/media-nations-2020-uk-report.pdf](https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0010/200503/media-nations-2020-uk-report.pdf)> 6時間25分は、1日のうち起きている時間の約40%を占める。OECDの2021年統計によると、英国の睡眠時間は1日あたり平均508分（約8.5時間）であり、したがって、起きている時間は、15.5時間となる。OECD, “Gender data portal 2021: Time use across the world.” <[http://www.oecd.org/gender/data/OECD\\_1564\\_TUSupdatePortal.xls](http://www.oecd.org/gender/data/OECD_1564_TUSupdatePortal.xls)>

## 2 目標達成のための取組

### (1) ギガビットインフラ構築のための改革

政府は、ギガビット級ブロードバンドの大部分（約80%）は民間によって提供されることを見込んでいる。一方、民間による商業ベースの普及が期待できない地域（英国の約20%、ほとんどが農村部）には政府が資金を助成するというアプローチを採ることとしており、民間サービスが行き届かない地域への対応として50億ポンド<sup>(14)</sup>の助成を計画している<sup>(15)</sup>。

デジタル・文化・メディア・スポーツ省（Department for Digital, Culture, Media & Sport: DCMS）は、ギガビット級ブロードバンドのインフラ構築に向けて、市場競争や民間投資を促進するため、インフラの構築を遅らせる障壁を取り除くとしている。このため、同省は、2018年に政府横断的な障壁打破タスクフォース（Barrier Busting Task Force）を立ち上げ、土地へのアクセス、道路工事<sup>(16)</sup>、新築時の接続性、モバイル展開支援<sup>(17)</sup>の4つの分野に注力して取り組んでいる。これらには、事業者から改革が急務とされた次の課題<sup>(18)</sup>も含まれる。

#### (i) 機器設置のための賃貸住宅等への立入りの容易化

賃貸住宅等の場合、家主等からの応答がないために接続機器の設置が遅れることが非常に多いため、家主等が応答しない場合にも、事業者が民間施設の敷地に立ち入って作業を行えるようにする必要があるとの指摘があった。この課題への対応策として、「2021年電気通信インフラ（貸借資産）法」が制定された（Ⅱ「2021年電気通信インフラ（貸借資産）法の概要」を参照）<sup>(19)</sup>。

#### (ii) 新築物件へのファイバーブロードバンド導入の義務化

住宅の開発業者や事業者に対し、新築物件へのブロードバンド接続導入を義務付けることが求められた。政府は、2010年建築規則<sup>(20)</sup>を改正し、2,000ポンド以下で導入可能な場合は、新築物件にギガビット級ブロードバンドを設置する義務を住宅開発業者に課す方針を2020年に打ち出しており、それにより、新規開発物件の99%がコスト内でギガビット級ブロードバンドに接続可能となると試算している。なお、政府は、事業者には法律による接続義務を課さない方針であるが、新規物件の接続費用に貢献するという自発的なコミットメントを主要な事業者から取り付けているとしている<sup>(21)</sup>。

(14) 1ポンドは、約155円（令和4年4月分報告省令レート）。

(15) HM Treasury, “National Infrastructure Strategy: fairer, faster, greener,” 2020.11, p.32. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/938539/NIS\\_Report\\_Web\\_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/938539/NIS_Report_Web_Accessible.pdf)>; Georgina Hutton, “Gigabit-broadband: Funding for rural and hard to reach areas,” Research Briefing, No.9207, 2022.3.8, p.4. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9207/CBP-9207.pdf>>

(16) ギガビット級ブロードバンドのインフラ構築に関し、運輸省の協力により、道路工事の仕様の簡略化・標準化、新たなツールやベストプラクティスの採用、インフラの開発を促進する法律や規制の枠組みの確保等を行うことを目標とする。Department for Digital, Culture, Media & Sport, “Barrier Busting Task Force: next steps,” 2021.3.19. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/barrier-busting-task-force-next-steps/barrier-busting-task-force-next-steps>>

(17) 5Gの普及の支援を目的とした、許可済み開発権（permitted development rights. 一定の条件下で計画申請を行わずに特定の建築工事や用途変更を行うことができる権利）の修正に関する調整等。ibid.; “When is permission required?,” 2022.1.4. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/when-is-permission-required#What-are-permitted-development-rights>>

(18) 通信事業者が連名で首相に送付した書簡において示された。[“Open letter from UK’s telecommunications sector to Prime Minister,”] 2019.8.2, p.2. <<https://www.ispa.org.uk/wp-content/uploads/Cross-Industry-Letter-to-PM.pdf>>; Hutton, *op.cit.*(3), pp.27-28

(19) ネットワークやインフラシステムの提供を行う目的で、電気通信事業者が賃貸住宅等に立ち入って機器設置作業等を行う法律上の権利を規約権という。後掲注(46)を参照。

(20) Building Regulations 2010 No.2214. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2010/2214/contents>>

(21) Hutton, *op.cit.*(3), pp.31-33; “Question for Department for Digital, Culture, Media and Sport,” UIN 104101, 2020.10.15. UK Parliament website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2020-10-15/104101>>

### (iii) ファイバーインフラプロバイダに対する減免措置

政府は、2017年4月から2022年3月までの5年間、英国で新たに構築されるファイバーインフラに対し、ビジネスレート<sup>(22)</sup>の減免措置を導入していたが、より長期の減免が求められた。政府は、この要望に関し、ビジネスレートの広範な見直しの一環として検討しており、事業者は、2021年予算で導入されたスーパー控除<sup>(23)</sup>の恩恵を受けることもできると述べている<sup>(24)</sup>。

### (iv) 熟練労働力の供給

ファイバーインフラ整備を担う熟練労働者の十分な供給を可能とするための取組が求められた<sup>(25)</sup>。政府の取組は見当たらないが、民間企業において対応が進められていることが報告されている（3「2022年2月時点の進捗状況」を参照）。

## (2) プロジェクトギガビット

50億ポンドの政府資金によるギガビット級ブロードバンド化プロジェクトは、「プロジェクトギガビット (Project Gigabit)」と呼ばれ、DCMSに属するビルディングデジタルUK (Building Digital UK: BDUK) が担当して進められている。2020年11月の財務省歳出計画では、2021年から2025年までに12億ポンドを拠出し、残りの約38億ポンドは将来のために留保する予定としている<sup>(26)</sup>。

このプロジェクトは、大きく分けて次の三つの取組で構成される。

### (i) プロジェクトギガビット調達 (Project Gigabit procurements)

主に、ビルディングデジタルUKが、民間によるギガビット級ブロードバンドの導入が行われない地域において、導入資金の一部を提供する契約を事業者と結ぶための調達を行う。調達は、導入が想定される施設数に応じた単位で行われる。3年以内に民間によるギガビット級ブロードバンドの導入予定がある地域や、既に利用可能な地域は対象外となる<sup>(27)</sup>。

### (ii) ギガビット級ブロードバンドバウチャー制度 (Gigabit Voucher Scheme)

特定地域の住民等に対し、新たにギガビット級ブロードバンド接続を行う際の費用をバウチャーとして補助する制度。既存のブロードバンド速度が100Mbps未満であり、近い将来、民間による商業ベースのギガビット対応ネットワークが構築される見込みがなく、その状況を改善するための政府による出資が予定されていない、又は実施されていない到達困難な (hard to reach) 地域が対象となる。バウチャー申請までの流れは次のとおりである。その地域の住民等は、この制度に登録されているブロードバンド事業者（以下「登録事業者」）がその地域でギガビット接続サービスプロジェクトを展開していれば、それに参加する。そうでない場合は、登録事業者がその地域における新たなギガビット接続サービスプロジェクトの提案を作成する。その後、住民等が登録事業者のギガビット接続サービスに登録申請を行うと、登録事業者が、住民等に代わってビルディングデジタルUKにバウチャーを申請する。この制度には、

(22) 地方自治体が非居住用（事業用）資産に課す固定資産税。岩井晴美「英国への投資にはビジネスレートに留意が必要」『地域・分析レポート』2019.2.1. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/79c5fbcf18529586.html>>

(23) super-deduction. 2021年予算において、企業は、条件を満たす新しい工場や機械資産に1ポンド投資することにより最大25ペンスの税額控除を受けることができる。Department for Digital, Culture, Media & Sport, *op.cit.*(16).

(24) Hutton, *op.cit.*(3), p.33.

(25) *ibid.*, p.28.

(26) Hutton, *op.cit.*(15), p.13; HM Treasury, “Spending Review 2020,” 2020.11, p.80. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/938052/SR20\\_Web\\_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/938052/SR20_Web_Accessible.pdf)>

(27) Hutton, *ibid.*, p.17-18.

最大2億1000万ポンドの公的資金が割り当てられている<sup>(28)</sup>。

### (iii) ギガハブ (GigaHubs)

一般開業医の診療所、図書館、学校などの公共施設を接続する取組。最大1億1000万ポンドの公的資金が割り当てられている<sup>(29)</sup>。

### (3) Ofcom の取組

英国のFTTCは、一部を除き、オープンリーチ (Openreach) 社<sup>(30)</sup>が所有・運営している既存の銅線の電話網を利用しており、その他のブロードバンド接続事業者は、Openreach社のネットワークを利用して消費者にサービスを提供している。Ofcomは、ギガビット級ブロードバンドへの接続の推進を含む、電気通信に関する広範な法的責務を負っており<sup>(31)</sup>、2021年3月18日に、フルファイバーブロードバンド普及促進に関する2021年4月から2026年3月までの5年間の通信分野の規制方針を発表した。この発表には、Openreach社への規制を中心とする次の内容が含まれており、Ofcomは、これにより、英国内の約70%の施設において、ネットワークの選択が可能となるだろうとしている<sup>(32)</sup>。

- ・価格規制による投資及び競争の促進：Openreach社が、フルファイバーサービスを値上げできるようにするなど、BT<sup>(33)</sup>と他社に新たなネットワークを構築するためのマージンを与えることにより、投資を即し、競争を促進させる。また、少なくとも10年間は、フルファイバーサービスにコストベースの価格導入は予定しない。
- ・銅線ネットワークの閉鎖：Openreach社がフルファイバーの提供を行った地域では、既存の銅線ネットワークを用いたサービスに関する規制を数年かけて段階的に撤廃する。
- ・電柱及びダクトへのアクセス：Openreach社が所有する電柱や地下ダクトのアクセス（利用）を開放し、他社がより低い費用で迅速に光ケーブルを敷設できるようにしている。これにより、家庭への接続提供に要する初期費用を半減させることができる。
- ・反競争的行為の防止：競争が阻害されないよう、Openreach社のブロードバンドサービス等の卸売顧客への割引を見直し、他社の投資が阻害される可能性がある場合には制限を行う。また、Openreach社が、超高速ブロードバンドの卸売サービスにおいて地域割引を行うことを引き続き禁止し、その規制をフルファイバーにも拡大する<sup>(34)</sup>。

(28) *ibid.*, p.26. ギガビット級ブロードバンドバウチャー制度については、次を参照。Gigabit Vouchers website <<https://gigabitvoucher.culture.gov.uk>>

(29) Hutton, *ibid.*, p.25.

(30) BTグループのインフラ部門。BTとは、英国で公社として独占的に電気通信を担っていたブリティッシュ・テレコム (British Telecom) が、1984年電気通信法 (Telecommunications Act 1984) により民営化され、ブリティッシュ・テレコミュニケーションズ (British Telecommunications plc) となった後、1991年の社名を変更したものの。2006年、同社は、家庭や企業に電話・ブロードバンドのサービスを提供する事業者向けの事業を担う子会社として、Openreach社を設立した。“[History of BT.]” BT website <<https://www.bt.com/bt-plc/assets/documents/about-bt/our-history/history-of-bt.pdf>>; “Our company.” Openreach website <<https://www.openreach.com/about/our-company>>

(31) Hutton, *op.cit.*(3), p.34.

(32) “Ramping up the rollout of full-fibre broadband,” 2021.3.18. Ofcom website <<https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/latest/features-and-news/rollout-full-fibre-broadband>>; Hutton, *op.cit.*(3), pp.34-36.

(33) 前掲注(30)

(34) 他社がOpenreach社の価格に合わせなければならない場合に、競争が難しくなる可能性があるため。Hutton, *op.cit.*(3), p.35.

### 3 2022年2月時点の進捗状況

DCMSは、2021年以降、四半期ごとに進捗状況を報告している。2022年2月の報告書の主な内容は次のとおりである<sup>(35)</sup>。

- ・プロジェクトギガビット調達は、到達困難な地域へのサービス供給を継続しており、プロセスの改善を行いながら、調達を急速に増加させている。また、到達困難な地域の多くが位置する、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの権限委譲政府と緊密に連携している。
- ・英国の65%以上の施設で、ギガビット級ブロードバンドを利用できるようになった。
- ・ギガビット級ブロードバンドバウチャー制度は、あらゆる規模の事業者から強い関心を集めている。
- ・2021年4月のプロジェクトギガビットの発足以来、3,500を超える公共施設のギガハブを接続した。次の四半期にはさらに100件のハブを見込んでいる。
- ・プロジェクトギガビットの取組を支援するために、ビルディングデジタルUKは、2022年4月からDCMSのエージェンシー<sup>(36)</sup>となる予定である。
- ・労働力不足の課題（2（1）（iv）「熟練労働力の供給」を参照）に関しては、主要事業者が労働力を増やす意向を発表しており、21,000人の雇用を計画している。また、事業者の一つであるテレコムグループは、新たに「テレコムエンジニアブートキャンプ」<sup>(37)</sup>を設立し、エンジニアの訓練や採用を行っている。

また、新築物件へのファイバーブロードバンド導入の義務化（2（1）（ii）「新築物件へのファイバーブロードバンド導入の義務化」を参照）については、DCMSが2010年建築規則の改正に関する意見募集を2021年12月21日から2022年2月28日まで実施した<sup>(38)</sup>。

2019年から2021年までのギガビット級ブロードバンドの普及率は、表のとおりである。2020年の27%に対して、2021年は47%と大きく増加した。

(35) Department for Digital, Culture, Media & Sport, “Project Gigabit Delivery Plan: winter update,” 2022.2.9. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/project-gigabit-delivery-plan-winter-update/project-gigabit-winter-update>> 2021年の夏と秋の報告書は、次を参照。idem, “Project Gigabit Delivery Plan: Summer Update,” 2021.8.2. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1007788/Project\\_Gigabit\\_Summer\\_Update\\_Accessible\\_PDF\\_2\\_Aug\\_2021\\_1\\_.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1007788/Project_Gigabit_Summer_Update_Accessible_PDF_2_Aug_2021_1_.pdf)>; idem, “Project Gigabit Delivery Plan: Autumn Update,” 2021.10.29. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1028643/Project\\_Gigabit\\_Autumn\\_Update-complete.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1028643/Project_Gigabit_Autumn_Update-complete.pdf)>

(36) Executive Agency. 執行業務を行う独立機関。田中嘉彦「英国における行政システムとガバナンス」『レファレンス』782号, 2016.3, p.42. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9914637\\_po\\_078204.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914637_po_078204.pdf?contentNo=1)>; Cabinet Office, “Executive Agencies: A Guide for Departments,” 2018[.3.15], p.4. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/690636/Executive\\_Agencies\\_Guidance.PDF](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/690636/Executive_Agencies_Guidance.PDF)>

(37) “Telecoms Engineer Bootcamp.” Recode website <<https://recode.org.uk/courses/telecoms-bootcamp>>

(38) Department for Digital, Culture, Media & Sport, “New build developments consultation: delivering gigabit-capable connections,” 2021.12.21. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/consultations/new-build-developments-consultation-delivering-gigabit-capable-connections>>

表 ギガビット級ブロードバンドの普及率

| 年    | ギガビット級ブロードバンド |     |     | フルファイバー |     |     |
|------|---------------|-----|-----|---------|-----|-----|
|      | 全国            | 都市部 | 農村部 | 全国      | 都市部 | 農村部 |
| 2019 |               |     |     | 10%     |     |     |
| 2020 | 27%           | 29% | 17% | 18%     | 18% | 17% |
| 2021 | 47%           | 50% | 25% | 28%     | 28% | 24% |

(注) ギガビット級ブロードバンドの普及率には、フルファイバーの普及率も含まれる。

(出典) Ofcom, “Connected Nations 2019: UK Report,” p.2. <[https://www.ofcom.org.uk/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0023/186413/Connected-Nations-2019-UK-final.pdf](https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0023/186413/Connected-Nations-2019-UK-final.pdf)>; *idem*, “Connected Nations 2020: UK Report,” p.16. <[https://www.ofcom.org.uk/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0024/209373/connected-nations-2020.pdf](https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0024/209373/connected-nations-2020.pdf)>; *idem*, “Connected Nations 2021: UK Report,” p.11. <[https://www.ofcom.org.uk/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0035/229688/connected-nations-2021-uk.pdf](https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0035/229688/connected-nations-2021-uk.pdf)> を基に筆者作成。

## II 2021年電気通信インフラ（貸借資産）法の概要

### 1 背景、構成等

2019年8月2日、通信事業者は、ギガビット級ブロードバンドの政府目標に関する書簡<sup>(39)</sup>を首相に送付し、目標を達成するためには、主に4つの事項に対処するための改革が急務であると指摘した。これら4つは、I 2 (1)「ギガビットインフラ構築のための改革」で挙げた(i)から(iv)の課題として、DCMSの障壁打破タスクフォースが取り組んでいる。その一つが、賃借人が電気通信機器の設置を求めても、賃貸集合住宅等の敷地の所有者、家主等が事業者からの立入要請に応答しないために作業を迅速に行えない状況が多く発生しているという問題であった。通信事業者は、当該立入要請の約40%に回答がなく、機器の設置ができなかったため、それらの回答のなかった物件を整備計画から削除したとしている<sup>(40)</sup>。プロジェクトギガビットによる調達やOpenreach社の規制に係る取組が迅速に進んだとしても、既存の賃貸集合住宅等の多くが立入要請に回答しない状況は、ギガビット級ブロードバンド化の目標達成に大きな影響を与え得る。この問題に対処するため、2021年3月15日、2021年電気通信インフラ（貸借資産）法が制定された（同日施行）。この法律は、賃貸集合住宅等への立入等の要請に敷地の権利者等が応答しない場合に、当該敷地に立ち入って作業を行う権限を電気通信業者が取得するための手続きを規定する。

この法律は、本則全3か条及び附則10か条からなり、主に2003年通信法<sup>(41)</sup>（以下「2003年法」）の第3A附則「電気通信規約」を改正する。その構成は、第1条：貸借施設の敷地に関する規約権、第2条：関連改正事項、第3条：範囲、施行期日及び略称、附則：関連改正事項である。

この法律は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される<sup>(42)</sup>。第3条は、この法律の制定日に施行され、その他の規定は、第1条に基づく規則を定める権限を制定日以後に行使可能とするために必要な場合に限り、この法律の制定日に施行さ

(39) “[Open letter from UK’s telecommunications sector to Prime Minister,]” *op.cit.*(18).

(40) “Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Bill: Explanatory Notes,” p.3. UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/58-01/107/5801107en.pdf>>

(41) Communications Act 2003 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>> 翻訳は次を参照。国際通信経済研究所編『英国通信法－Communications Act 2003の解説と翻訳－』国際通信経済研究所, 2004.

(42) 第3条第1項。なお、一部の附則の適用範囲については、本稿では言及しない。

れる<sup>(43)</sup>。施行日を規定し、経過規定を定めるための委任立法<sup>(44)</sup>の制定権限を主務大臣に与える(第3条)。

## 2 主な内容

この法律の第1条は、2003年法第3A附則に第4A部(第27A条から第27I条まで全9か条)を追加する。以下、追加された第4A部の主な内容について、その条ごとに説明する<sup>(45)</sup>。

### (1) 第27A条(導入)

2003年法第3A附則の第4A部として導入する規定は、貸借施設の敷地に関して、事業者が電気通信サービスを提供するために規約権(code rights)<sup>(46)</sup>を必要とし、規約権の付与等を求める事業者からの繰り返しの通知に、敷地の権利者等が応答しない場合に、事業者が規約権を行使できることを規定する合意の締結を課す命令を裁判所が発出できるようにするものである。

### (2) 第27B条(命令発出の申立てが可能となる状況)

命令発出の申立ては、①施設(集合住宅等)が貸借権に基づいて居住されており、②その賃借人が、事業者はその施設への電気通信サービスの提供を依頼し、③その依頼に応じて事業者が敷地に立ち入るために指定された許諾者(required grantor. 以下「許諾者」)の同意を事業者が求め、④同意を求める通知を許諾者に行ったが、⑤許諾者が応答しない場合に可能となる。

### (3) 第27C条及び第27D条(命令発出の申立て前に満たすべき要件)

第27C条は、事業者は、裁判所に命令発出の申立てを行う前に、許諾者に対し、2回の警告通知及び1回の最終通知を行わなければならないとする。また、通知の間隔、期間、形式、記述内容等に関する要件を規定する。第27D条は、第27C条の通知要件を満たし、最終通知後14日間が経過し、許諾者が事業者に応答しないこと、事業者がその他の規定条件を満たしていることを条件に、事業者は、依頼通知で規定されている規約権に関し、裁判所に命令の発出を申し立てることができることと規定する。事業者は、許諾者に命令発出の申立てについて通知しなければならない。許諾者が、規約権の付与等について書面で同意し、若しくは拒否する場合、又は通知の受取を書面により認めている場合には、許諾者は事業者に応答しているものとする。

(43) 第3条。第1条及び第2条は、この法律の制定日(2021年3月15日)に施行された。*op.cit.*(2).

(44) regulation. 委任立法(statutory instrument)のひとつ。委任立法とは、大臣その他の公的機関が、議会制定法によって付与された権限に基づき定める法令を指す。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, p.13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>

(45) 各条の見出しは、この法律の改正が反映された2003年法に基づく。*op.cit.*(41).

(46) 「規約権」とは、電気通信規約の適用に当たり、事業者のネットワーク又はインフラシステムの提供を行う目的で、事業者及び土地との関係において、次のいずれかの行為を行うための法律上の権利をいう。①土地の上・下・上方への電子通信機器の設置、②土地の上・下・上方に設置された電子通信機器の維持、③土地の上・下・上方にある電子通信機器の検査、維持、調整、変更、修理、改良、操作、④土地の上・下・上方等に電子通信機器の設置等を行うための、その土地における工事、⑤土地の上・下・上方等にある電子通信機器の保守、調整、変更、修理、改良又は運用等を行うための、その土地における工事、⑥土地の上・下・上方等にある電子通信機器の検査、保守、調整、変更、修理、改良又は運用を行うための、その土地への立入り、⑦電源への接続、⑧(電子通信機器が土地の上・下・上方にあるか否かを問わず)土地に出入りする手段の遮断、⑨電子通信機器に干渉する(可能性を含む。)樹木・植物の剪伐等(他者への要請を含む。)。Communications Act 2003 c.21, [as of 2022.1.25], p.614. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/data.pdf>>

**(4) 第 27E 条（命令の発出ができる場合及びその効果）**

裁判所は、命令発出の申立ての要件が満たされており、許諾者が命令の発出に異議を唱えていない場合に命令を発出することができる。この命令とは、事業者と許諾者との間で、規約権の付与等に関する合意の締結を課すものをいい、合意の条件は、主務大臣が定める規則で規定され、当該規則には、作業の詳細、作業の実施に必要な同意等の取得、敷地への立入前の通知、立入時間の制限、作業方法、保険・補償の必要性、機器の保守・改良、作業の容易性確保等に関する事項が含まれる。主務大臣は、規則を定める前に、事業者、土地に利害関係を有する所有者の代表者等と協議を行わなければならない。

**(5) 第 27F 条（規約権の行使）**

事業者は、対象施設に電気通信サービスを提供するために、規約権を行使することができ、許諾者に追加的な負担がかからない場合に限り、その他の施設にも規約権を行使することができる<sup>(47)</sup>。この追加的な負担には、敷地に関する許諾者の享有に追加的な悪影響を与えるもの、許諾者に追加的な損失、損害又は支出を負わせるものが含まれる。

**(6) 第 27G 条（規約権の失効）**

規約権は、代替合意が発効した場合、代替合意を課すための事業者からの申立てを裁判所が拒否する決定をした場合、又は命令に基づく合意が発効後、主務大臣が規則で定める 18 か月以内の期間が経過した場合には失効する。許諾者は、規約権が失効した機器の撤去を事業者に求める権利を有する。

**(7) 第 27H 条（補償）**

裁判所は、許諾者の申立てに応じて、命令の行使により被った、又は被るであろう損失又は損害について、許諾者への補償金の支払を事業者に命じることができる。この申立ては、命令の発出後いつでも行うことができ、命令には補償額、支払方法等を規定することができる。

**(8) 第 27I 条（解釈）**

この部で使用する、「敷地」、「施設」、「依頼通知」、「指定された許諾者」等の用語の定義と解釈を規定する。

**おわりに**

2021年3月15日に施行された2021年電気通信インフラ（貸借資産）法は、DCMSが、同法に基づく規約権に付随する条件に関する意見募集<sup>(48)</sup>を行うなど、運用のための取り組みが行われている。また、英国の法律事務所のウェブサイト<sup>(49)</sup>では、家主等に対し、審判所における論争は費用と時間を要するため、事業者との合意を試みることや、受け取った通知に迅速

(47) この条により、事業者は、許諾者に追加的な負担がかからない限り、電気通信サービス提供を、その依頼者のみならず、同一賃貸集合住宅内の他の者にも行うことができるようになると説明されている。House of Commons, Hansard, vol.804, 2020.6.29, Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021, column 496. <[https://hansard.parliament.uk/lords/2020-06-29/debates/D7049ECF-9381-4003-922A-C8A70DF2975F/TelecommunicationsInfrastructure\(LeaseholdProperty\)Bill](https://hansard.parliament.uk/lords/2020-06-29/debates/D7049ECF-9381-4003-922A-C8A70DF2975F/TelecommunicationsInfrastructure(LeaseholdProperty)Bill)>

に応答することを推奨するケースが見られる。同法には、合意による賃貸集合住宅等へのギガビット級ブロードバンドサービス導入を促進する効果もありえると言えよう。

英国におけるギガビット級ブロードバンドの普及率は、2020年には27%であったが、2022年2月の報告書では65%に達したとされており、2025年までに国内の85%以上の普及率（可能な限り100%に近づける）という政府の目標に向けて実績は順調に進捗している。

BBC ニュースが2021年11月15日に発表した英国の294の不動産業者に対する調査結果では、高速インターネット接続は、住宅購入者にとって物件選択の最も重要な要素の一つとなっているという<sup>(50)</sup>。政府は、高速で信頼性の高いデジタル接続は、英国全体に経済的、社会的、福祉上の利益をもたらすことができ、接続性の向上により、地方におけるビジネスの革新、成長、雇用の創出が促進され、それにより、農村地域が若者やその家族を引き付け、とどめることができ、農村社会の繁栄を支えることができると述べている<sup>(51)</sup>。今後のさらなる進展が注目される。

(かみつな しゅうじ)

---

(48) 2021年6月9日から同年8月4日まで実施された。Department for Digital, Culture, Media & Sport, “Consultation on regulations to implement the Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act,” 2021.6.9. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-regulations-to-implement-the-telecommunications-infrastructure-leasehold-property-act>>

(49) 例えば、次のウェブサイト “The Telecommunications Infrastructure Act 2021 – Landowners beware,” 2021.3.24. Clarke Willmott website <<https://www.clarkewillmott.com/news/the-telecommunications-infrastructure-act-2021-landowners-beware/>>

(50) “Gigabit broadband: Internet seen as top homebuyer priority,” *BBC News*, 2021.11.15. BBC.com website <<https://www.bbc.com/news/technology-59292653>>

(51) HM Treasury, *op.cit.*(15), p.31.

# 2021年電気通信インフラ（貸借資産）法 Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021 (c.7)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治訳

## 【目次】

### 第1条 貸借施設の敷地に関する規約権

貸借施設の敷地に関する規約権：応答のない居住者

第27A条 導入

第27B条 この部に基づく命令〔発出〕の申立てが可能となる状況

第27C条 この部に基づく命令〔発出〕の申立て前に満たすべき要件

第27D条

第27E条 第4A部の命令の発出ができる場合及びその効果

第27F条 第4A部の規約権の行使

第27G条 第4A部の規約権の失効

第27H条 補償

第27I条 この部の解釈

### 第2条 関連改正事項

### 第3条 範囲、施行期日及び略称

附則（略）

2003年通信法<sup>(1)</sup>第3A附則で規定された電気通信規約を改正する法律

2021年3月15日制定

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

## 第1条 貸借施設の敷地に関する規約権

2003年通信法第3A附則（電気通信規約）の第4部の後に、次を加える。

「第4A部

貸借施設の敷地に関する規約権：応答のない居住者

\* この翻訳は、Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021 c.7 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/7/contents>> の附則を除く本文を訳出したものである。第4A部の各条の見出しは、この法律の改正が反映された Communications Act 2003（後掲注(1)）に基づく。訳文中の [] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月28日である。

(1) Communications Act 2003 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>> 翻訳は次を参照。国際通信経済研究所編『英国通信法－ Communications Act 2003 の解説と翻訳－』国際通信経済研究所, 2004.

## 第 27A 条 導入

この規約<sup>(2)</sup>のこの部では、次の全てに該当する場合に、[通信] 事業者<sup>(3)</sup>が貸借施設に電気通信サービスを提供する目的で、規約権<sup>(4)</sup>を行使できることを規定する合意の締結を課す命令を裁判所が発出することに係る規定を定める。

- (a) この権利 [規約権] が、貸借施設の敷地に関して必要であるとき。
- (b) この権利を付与し、その他同権利により拘束されることへの合意を求める [通信] 事業者の繰り返し行った通知に、居住者 [occupier] 又はその土地に利害関係を有する他の者が応答しなかったとき。

## 第 27B 条 この部に基づく命令 [発出] の申立てが可能となる状況

(1) 第 27C 条及び第 27D 条は、次の全てに該当する場合に適用される。

- (a) この部が対象とする施設（以下「対象施設 [target premises]」という。）が、貸借権に基づいて居住されている [occupied] とき。
- (b) 居住している [in occupation] 賃借人が、事業者に、対象施設への電気通信サービスの提供を依頼するとき。
- (c) この依頼に応じるために、事業者が、ある者（以下「指定された許諾者 [required grantor]」という。）に、次のいずれかの事項について同意を求めているとき。
  - (i) 敷地に関する規約権を [指定された許諾者が] 事業者に付与すること。
  - (ii) その他事業者によって行使され得る当該規約権により [指定された許諾者が] 拘束されること。
- (d) 事業者が、2021 年電気通信インフラ（貸借資産）法の第 1 条の完全施行日以降に、指定された許諾者に、この規約の第 20 条第 2 項<sup>(5)</sup>に従って、当該同意を求める通知（以下「依頼通知」という。）を行ったとき。
- (e) 指定された許諾者が事業者に応答しないとき。

(2) 施設は、次のいずれかに該当する場合に、この部の対象とする。

- (a) 集合住宅建物（第 27I 条第 1 項を参照）の一部であるとき。

---

(2) この第 4A 部が含まれる、第 3A 附則「電気通信規約」を指す。

(3) 以下、同様に「事業者」は「[通信] 事業者」をいう。

(4) code rights. 「規約権」とは、電気通信規約の適用に当たり、事業者のネットワーク又はインフラシステムの提供を行う目的で、事業者及び土地との関係において、次のいずれかの行為を行うための法律上の権利をいう。①土地の上・下・上方への電子通信機器の設置、②土地の上・下・上方に設置された電子通信機器の維持、③土地の上・下・上方にある電子通信機器の検査、維持、調整、変更、修理、改良、操作、④土地の上・下・上方等に電子通信機器の設置等を行うための、その土地における工事、⑤土地の上・下・上方等にある電子通信機器の保守、調整、変更、修理、改良又は運用等を行うための、その土地における工事、⑥土地の上・下・上方等にある電子通信機器の検査、保守、調整、変更、修理、改良又は運用を行うための、その土地への立入り、⑦電源への接続、⑧（電子通信機器が土地の上・下・上方にあるか否かを問わず）土地に出入りする手段の遮断、⑨電子通信機器に干渉する（可能性を含む。）樹木・植物の剪伐等（他者への要請を含む。）。Communications Act 2003 c.21, [as of 2022.1.25], p.614. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/data.pdf>>

(5) 事業者が、その者に対し、①規約権、規約権に関連する敷地及び事業者が求めるその他の全ての合意条件を記載し、②それらの条件への同意を求める旨を記した書面による通知を行うことができることを規定する。

- (b) 国務大臣が定める規則<sup>(6)</sup>で規定された記述によるその他の施設であるとき。
- (3) この部において「敷地 [connected land]」とは、対象施設との関係において、次の全てに該当する土地をいう。
  - (a) 対象施設（第27I条第2項を参照）と所有権が共通する土地
  - (b) 対象施設に立ち入るために、その他同施設に関連して保有し、又は使用される土地。
- (4) この条の適用に当たり、指定された許諾者が次のいずれかに該当する場合には、その者は、事業者に応答しているものとする。
  - (a) 事業者が求める条件で、依頼通知で規定された規約権を付与し、その他同規約権により拘束されることに、書面により同意し、又は拒否しているとき。
  - (b) その他依頼通知の受取を書面により認めているとき。

#### 第27C条 この部に基づく命令〔発出〕の申立て前に満たすべき要件

- (1) この部に基づく命令（以下「第4A部の命令」という。）〔発出〕を裁判所に申し立てる前に（第27E条第2項を参照）、事業者は、この条に従い、指定された許諾者に、次の全ての通知を行わなければならない。
  - (a) 2回の警告通知
  - (b) 1回の最終通知
- (2) 「警告通知」とは、次の全てに該当する、書面による通知をいう。
  - (a) 依頼通知の写しを含むもの
  - (b) 指定された許諾者が事業者に応答しないとき、事業者が第4A部の命令〔発出〕の申立てを可能にする3つの通知のうち、最初のもの又は（場合に応じて）2番目のものであることを記載したもの
  - (c) 第4A部の命令の効果を説明したもの
- (3) 最初の警告通知は、依頼通知が行われた日から起算して7日間が終了した後にのみ行うことができる。
- (4) 2回目の警告通知は、最初の警告通知が行われた日から起算して7日間が終了した後にのみ行うことができる。
- (5) 「最終通知」とは、次の全てに該当する、書面による通知をいう。
  - (a) 依頼通知の写しを含むもの
  - (b) 最終通知が行われた日から起算して14日間が終了するより前に指定された許諾者が事業者に応答しないとき、事業者は第4A部の命令〔発出〕を申し立てる意図を有していることを記載したもの
  - (c) 第4A部の命令の効果を説明したもの
- (6) 最終通知は、認められた期間内にのみ行うことができる。
- (7) 「認められた期間」とは、次のいずれにも該当する期間をいう。

(6) regulation. 委任立法 (statutory instrument) のひとつ。委任立法とは、大臣その他の公的機関が、議会制定法によって付与された権限に基づき定める法令を指す。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, p.13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>

- (a) 次のいずれかが最後に終了した後直ちに開始される期間
    - (i) 2 回目の警告通知が行われた日から起算して 7 日間
    - (ii) 依頼通知が行われた日から起算して 28 日間
  - (b) 2 回目の警告通知が行われた日から起算して 28 日間の終了時に終了する期間
- (8) 国務大臣は、規則により、指定された許諾者に最終通知を行う前に事業者が満たさなければならないその他の条件を規定することができる。

#### 第 27D 条

- (1) 事業者は、次の全てに該当する場合には、依頼通知で規定された規約権に関して、裁判所に第 4A 部の命令 [発出] を申し立てることができる。
- (a) 事業者が、第 27C 条に規定する通知要件を満たしているとき。
  - (b) 最終通知が行われた日から起算して 14 日間を終了しているとき。
  - (c) 指定された許諾者が事業者に応答しないとき。
  - (d) 事業者が、その他の規定された条件を満たしているとき。
- (2) 第 4A 部の命令 [発出] の申立ては、最終通知が行われた日から起算する規定された期間の終了後に行ってはならない。
- (3) 事業者は、指定された許諾者に、第 4A 部の命令 [発出] の申立てについて通知しなければならない。
- (4) この条の適用に当たり、指定された許諾者が次のいずれかに該当する場合には、その者は、事業者に応答しているものとする。
- (a) 事業者が求める条件で、依頼通知で規定された規約権を付与し、その他同規約権により拘束されることに、書面により同意し、又は拒否しているとき。
  - (b) その他指定された許諾者が、依頼通知、警告通知又は最終通知の受取を書面により認めているとき。
- (5) この条において、「規定された」とは、国務大臣が定める規則で規定されたことをいう。

#### 第 27E 条 第 4A 部の命令の発出ができる場合及びその効果

- (1) 裁判所は、次の全てに該当する場合には、(かつ、その場合に限り)、第 4A 部の命令を発出することができる。
- (a) 命令 [発出] の申立ての要件が満たされていることが認められるとき。
  - (b) 指定された許諾者が命令の発出に異議を唱えていないとき。
- (2) 第 4A 部の命令とは、事業者及び指定された許諾者に対して次のいずれかに該当する合意の締結を課す命令をいう。
- (a) 指定された許諾者が、依頼通知で特定された規約権を、その特定された敷地に関して、事業者に与える合意
  - (b) 当該通知で特定された規約権であって、その特定された敷地に関して事業者が行使でき、その他指定された許諾者を拘束するものを定める合意
- (3) この規約において、「第 4A 部の規約権」とは、第 4A 部の命令によって課される合意に基づき、指定された許諾者が与え、その他同許諾者を拘束する規約権をいう。
- (4) 第 4A 部の命令によって課される合意の条件は、国務大臣が定める規則で規定されるものとする。
- (5) 第 4 項に基づく規則は、特に、次に掲げる条件を含む合意を規定しなければならない。

- (a) 事業者による、指定された許諾者への、第4A部の規約権の行使において実施される作業（以下「作業」という。）の詳細の提供に関する事。
  - (b) 事業者による、作業を実施するために必要な同意、許可書、ライセンス、許可、認可又は承認の取得に関する事。
  - (c) 事業者による、第4A部の規約権の行使における敷地への立入り又は作業実施前の、指定された許諾者又はその他の規定された者への通知に関する事。
  - (d) 緊急の場合を除き、事業者が敷地に立ち入る権利を、規定された時間に制限すること。
  - (e) 事業者が実施する作業の方法に関する事。
  - (f) 指定された許諾者が正当に満足するような、作業終了時における、事業者による敷地の回復に関する事。
  - (g) 指定された許諾者の保険適用又は補償の必要性に関する事。
  - (h) 事業者による、第4A部の規約権の行使において、敷地の上、下、又は上方に設置された機器（以下「機器」という。）の保守又は改良に関する事。
  - (i) 次に掲げる事項の適用に当たり、指定された許諾者に要件又は制限を課す事。
    - (i) 機器の損傷防止
    - (ii) 事業者に対する機器へのアクセスの円滑化
    - (iii) その他機器操作に対する支障の防止又は最小化
  - (j) 合意の譲渡に関する事。
  - (k) 第4A部の規約権の行使において事業者が行ういかなる行為も、その他の事業者による電気通信サービスの提供を不必要に妨げ、又は阻害することがないようにすることを目的とすること。
- (6) 第4項に基づく規則を定める前に、国務大臣は、次に掲げる者と協議しなければならない。
- (a) 事業者
  - (b) 国務大臣が、規則の影響を受ける可能性があり、土地に利害関係を有する所有者を代表すると認める者
  - (c) その他の、国務大臣が適切と認める者
- (7) 第5項における「規定された」とは、規則で規定されたもの又は規則で規定された記述によるものをいう。

#### 第27F条 第4A部の規約権の行使

- (1) 第4A部の規約権は、事業者が、次に掲げる施設への電気通信サービスの提供のために、その敷地に関して行使することができる。
- (a) 対象施設
  - (b) その他の施設。ただし、対象施設に加え、その他の施設にも当該サービスを提供しても、指定された許諾者に追加的な負担を課さない場合に限る。
- (2) 第1項b号の適用に当たり、追加的な負担には、次に掲げる事項が含まれる。
- (a) 指定された許諾者の敷地に関する享有に追加的な悪影響を与えるもの
  - (b) 指定された許諾者に追加的な損失、損害又は支出を負わせるもの

#### 第27G条 第4A部の規約権の失効

- (1) 第4A部の規約権は、次のいずれかに該当する場合には、指定された許諾者による事業

者への付与、その他同許諾者の拘束を停止する。

(a) 代替合意が発効したときは、当該合意に従い〔停止する。〕

(b) 裁判所が、代替合意を課すための事業者による〔発令の〕申立てを拒否する決定をしたときは、該当決定に従い〔停止する。〕

(c) 第4A部の命令により課された合意が発効した日から起算した、規定された期間の終了前に、a号又はb号の権利の効力が消滅していないときは、その期間の終了時に〔停止する。〕

(2) 第1項における「代替合意」とは、第4A部の規約権に関して、第2部<sup>(7)</sup>に基づく契約であって、指定された許諾者が、事業者に規約権を与え、その他事業者が行使可能な規約権によって拘束されることに同意するものをいい、その場合の当該権利は、第4A部の規約権と同じ土地に関するものである。

(3) 第1項c号における「規定された期間」とは、国務大臣が定めた規則で規定された18か月以内の期間をいう。

(4) 指定された許諾者は、この規約の第6部<sup>(8)</sup>に従い、指定された許諾者への効力を失い、その他同許諾者の拘束を停止した第4A部の規約権の行使において、敷地に設置された電気通信機器の撤去を事業者を求める権利を有する。

#### 第27H条 補償

(1) この条は、裁判所が第4A部の命令を発出した場合に適用される。

(2) 裁判所は、指定された許諾者の申立てに応じて、事業者が第4A部の規約権を行使した結果、指定された許諾者が被った、又は被るであろう損失又は損害について、指定された許諾者への補償金の支払を事業者に命じることができる。

(3) この条に基づく命令〔発出〕の申立ては、第4A部の命令の発出後いつでも（第4A部の規約権が、指定された許諾者による事業者への付与、その他同許諾者の拘束を停止したときを含む。）行うことができる。

(4) この条に基づく命令は、次に掲げる事項を行うことができる。

(a) 事業者が支払うべき補償額を規定すること。

(b) その額を決定するための指示を与えること。

(5) 第4項b号に基づく指示は、次に掲げる事項を定めることができる。

(a) 補償額は、事業者と指定された許諾者との間で合意されるべきこと。

(b) その金額に関する紛争は、仲裁によって決定されるべきこと。

(6) この条に基づく命令は、次のいずれかの支払を事業者が行うことを定めることができる。

(a) 一時金での支払

(b) 定期金での支払

(c) 事由が生じた場合の支払

(d) 裁判所が指示することができる他の形式又は他の時期の支払

(7) 2003年通信法第3A附則第2部。規約権の付与及びその行使について規定する。

(8) 2003年通信法第3A附則第6部。電子通信機器の撤去や土地の原状回復を要請する権利について規定する。

(7) 第84条<sup>(9)</sup>は、第4A部の命令の場合における補償について追加規定を定める。

### 第27I条 この部の解釈

(1) この部において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「敷地」とは、第27B条第3項に規定する意義による。

「集合住宅建物」とは、独立した住居として使用されている、又は使用することを意図する2つ以上の施設を含む建物をいう。

「第4A部の命令」とは、第27C条第1項に規定する意義による。

「施設」には、施設の一部が含まれる。

「依頼通知」とは、第27B条第1項d号に規定する意義による。

「指定された許諾者」とは、27B条第1項c号に規定する意義による。

「対象施設」とは、第27B条第1項a号に規定する意義による。

(2) この部の適用に当たり、土地に関連する利害を有する者が対象施設にも関連する利害（同種であるか否かを問わない）を有する場合、その土地は対象施設と「所有権が共通」する [in common ownership]。

(3) 第2項の適用に当たり、次のいずれかに該当する者は、土地に「関連する利害」を有する。

(a) その土地の自由保有権<sup>(10)</sup>を有している者（又は、スコットランドに関しては、その土地の所有者）

(b) その土地の賃借人である者」

## 第2条 関連改正事項

附則は、関連改正事項を含む。

## 第3条 範囲、施行期日及び略称

(1) 第2項に従い、この法律は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。

(2) 附則の第5条から第8条までによる改正は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。

(3) 次の規定は、この法律の制定日に施行される。

(a) この条

(b) 2003年通信法の第3A附則の第4A部（第1条により追加）に基づく規則を定める権限を、その日以後に行使できるようにするために必要な場合に限り、この法律の他の規定

(4) この法律のその他の規定は、国务大臣が規則で定める日<sup>(11)</sup>に施行される。

(9) 合意が課された、又は機器が撤去された場合に補償金の支払を命ずる裁判所の権限等を規定する。

(10) 英国の土地所有の権利には、自由土地保有権 (freehold) と不動産賃借権 (leasehold) がある。自由土地保有権は日本の所有権に近く、不動産賃借権は日本の定期借地権に近い。なお、英国では、建物は別個の不動産とはみなさない。国土交通省「イギリスの不動産関連情報」国土交通省ウェブサイト <[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu\\_database/unitedkingdom/page5.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/unitedkingdom/page5.html)>; “Leasehold property.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/leasehold-property>>

(11) 第1条及び第2条は、この法律の制定日（2021年3月15日）に施行された。

- (5) 異なる目的のために、異なる日を規定することができる。
- (6) 国務大臣は、規則により、この法律のいずれかの規定の施行に関連して、経過措置を設けることができる。
- (7) この条に基づく規則は、委任立法<sup>(12)</sup>によって定められる。
- (8) この法律は、2021年電気通信インフラ（貸借資産）法と引用することができる。

(かみつな しゅうじ)

---

(12) 前掲注(6)参照。